



全国財務局長会議で挨拶する渡辺大臣
(11月1日)



ACCJ (在日米国商工会議所)
チャールズ・レイク会頭との面談
(10月31日)

目次

| | |
|--|----|
| 【フォトギャラリー】 | 2 |
| 【大臣談話・講演等】 | 2 |
| 【トピックス】 | |
| ○ いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について | 3 |
| ○ 金融市場戦略チームについて | 3 |
| ○ 「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン(案)」 に対するパブリックコメントの結果について | 4 |
| ○ 金融分野における個人情報保護に関するQ&Aについて | 6 |
| ○ 金融商品取引業者等検査マニュアルについて (証券取引等監視委員会) | 7 |
| ○ 「公認会計士・監査審査会の活動状況」の公表について (公認会計士・監査審査会) | 8 |
| ○ 第2回監査監督機関国際フォーラム (トロント会合) について (公認会計士・監査審査会) | 9 |
| ○ 中央合同庁舎第7号館竣工記念式典について | 9 |
| ○ 「e-Gov 電子申請システム」ご利用のお願いについて | 10 |
| 【特 集】 | |
| ○ ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険スタート — 郵政民営化について — | 11 |
| 【金融便利帳】 | |
| ○ 認定投資保護団体 | 14 |
| 【金融ここが聞きたい!】 | 16 |
| 【お知らせ】 | |
| ○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています (証券取引等監視委員会) | 20 |
| ○ 株券電子化について | 20 |
| ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内 | 21 |
| 【9月の主な報道発表等】 | 22 |

【フォトギャラリー】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が出席された会議等をはじめ、金融庁で行われた行事等についての写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



欧州議会 経済金融問題委員会
ペルヴァンシュ・ベレス委員長と面談（10月29日）



全国財務局長会議で挨拶する 山本 副大臣
（11月1日）



全国財務局長会議で挨拶する 戸井田 大臣政務官
（11月1日）

【大臣談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った談話・講演等についての情報をお届けするものです。下記内容にアクセスしてください。

●大臣談話等

- ・ [参議院財政金融委員会における渡辺金融担当大臣の所信表明（平成19年10月23日）](#)
- ・ [衆議院財務金融委員会における渡辺金融担当大臣の所信表明（平成19年10月23日）](#)

●講演

- ・ [西原監督局長講演「金融規制の質的向上について -サブプライム・ローン問題にも触れながら-」（平成19年9月27日・ユーロマネー日本市場Congress）](#)
- ・ [佐藤金融庁長官講演「証券市場を巡る課題と取組み」（平成19年9月20日・日本証券業協会 代表者セミナー）](#)
- ・ [佐藤金融庁長官講演「ベター・レギュレーションに向けて」（平成19年9月25日・国際銀行協会/9月26日・在日米商工会議所）英文・資料（英文）](#)
- ・ [佐藤金融庁長官講演「金融規制の質的向上：ルール準拠とプリンシプル準拠」（平成19年9月12日・日経特別シンポジウム）資料](#)
- ・ [佐藤金融庁長官講演「金融規制の質的向上について（ベター・レギュレーションへの取組み）」（平成19年7月31日・都内）](#)

【トピックス】

いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について ～ 登録・届出の義務化等の新たな規制の内容について ～

平成 19 年 9 月 30 日に施行された[金融商品取引法](#)では、金融・資本市場をとりまく環境の変化を背景として、既存の利用者保護法制の対象となっていない「隙間」を埋める観点から、新たにいわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分が定義付けされました。具体的には、

1. 他者から金銭等の出資・拠出を集め
2. 当該金銭を用いて何らかの事業・投資を行い
3. 当該事業から生じる収益等を出資者に分配する

といった仕組みに関する権利（法的形式や事業の内容を問わず、包括的に金商法の規制対象である「有価証券」とみなすこととされています）を投資家に販売する者や、その出資・拠出を受けた財産の自己運用（有価証券等投資に限ります）を業としている者は、**金融庁及び財務局の監督対象となり、登録や届出が義務付けられます。**

また、投資者保護の観点から、そういったファンド業者が投資者を相手に「販売・勧誘」を行う際に遵守しなければならない事項も定められています。

ファンドの登録（届出）の要否、経過措置及びファンド業者が「販売・勧誘」を行う際に遵守しなければならない事項については、金融庁ホームページの「一般のみなさんへ」から[「投資を行っている方へ」](#)

または、金融庁ホームページ右上に表記の[「ファンドへの投資について」](#)  をご覧ください。

このように、ファンド業者を監督対象とした背景には、最近、一般投資家を対象とした匿名組合形式の事業型ファンド等による被害事例が広範囲に発生していることがあります。一般投資家の皆様におかれましては、取引の内容が不明であったり業者の信頼性に疑問がある場合には、はっきりと断ることが大切です。また、登録を受けていない者からの勧誘等にも十分ご注意ください。ただし、登録をしている者であっても、その業者の信用力の判断や取引内容の理解は不可欠です。

なお、登録を受けている業者は、金融庁ホームページの「所管の金融機関の状況」内[「免許・許可・登録を受けている業者一覧」](#)で確認できますので、アクセスしてください。



金融市場戦略チームについて

平成 19 年 9 月 19 日（水）、渡辺金融担当大臣の私的懇談会として[「金融市場戦略チーム（以下、「同チーム」という。）」（座長：高尾 義一 朝日ライフアセットマネジメント 常務執行役員）](#)が設置され、第一回会合が開催されました。

同チームは、米国を発端とするサブプライムローン問題が各国の金融資本市場に様々な影響を与えるなど、国際的な問題となる中、金融資本市場に精通した有識者と金融当局が活発な議論を行うことを通じて、サブプライムローン問題に関する情報収集や分析等を行うことを目的に設立されたものです。こうした目的を踏まえ、同チームの委員は、金融資本市場やサブプライムローン問題について高い識見を有する方々で構成されています。

同チームの会合は、これまで 9 月 19 日（水）、9 月 21 日（金）、10 月 5 日（金）、10 月 18 日（木）、10 月 25 日（木）の 5 回開催されています（平成 19 年 10 月 31 日現在）。

第一回会合では、金融庁及び日本銀行よりサブプライムローン問題に関する内外の動向について説明が行われた後、各委員のサブプライムローン問題に関する意見交換及び自由討議を行いました。

第二回会合では、委員より金融市場の動向、米国住宅市場動向の経済への影響、について発表が行われた後、自由討議を行いました。

第三回会合では、住宅金融支援機構 小林 正宏 氏、JP モルガン証券 菊地 友視 氏をお招きして米国住宅市場についてそれぞれ説明を行っていただいた後、自由討議を行いました。

第四回会合では、委員より格付機関の概要及び投資ファンド規制について、金融庁よりバーゼルⅡにつ

いての説明が行われた後、自由討議を行いました。

第五回会合では、UBS証券 大槻 奈々 氏、モルガンスタンレー証券 赤井 厚雄 氏をお招きして、それぞれクレジット市場の動向及び証券化ビジネスの実務について説明を行っていただいた後、自由討議を行いました。

今後、同チームでは、更なる議論を行った後、それらの内容を踏まえ、11 月中を目処に中間報告をとりまとめることを予定しております。

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン(案)」 に対するパブリックコメントの結果について 〔金融商品取引法制におけるディスクロージャー制度に関する ガイドラインの新設・改正について〕

平成 19 年 9 月 30 日、[金融商品取引法](#)は完全実施されました。開示制度については、「有価証券の『性質』に着目した開示制度の整備」、「有価証券の『流動性』に着目した開示制度の整備」、「開示規制の適用の明確化」、「組織再編に係る開示制度の整備」等が行われており、これらを実施するため、政令及び関係内閣府令の新設（3 本）及び改正（9 本）に加え、開示制度に関する留意事項を定めたガイドラインの新設（3 本）及び改正（8 本）が行われました。

このガイドラインの新設・改正については、あらかじめその内容を[「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン\(案\)」](#)として公表し、寄せられたご意見等を踏まえて修正のうえ、10 月 2 日に公表しました。また、これに併せて、内部統制報告制度に関して寄せられた照会等に対する回答等のうち、先例として広く一般にお知らせする必要があると認められるものを整理した[「内部統制報告制度に関する Q&A」](#)（別紙 5-1）を公表しました。

今回は、これら開示制度に係る政令、内閣府令、ガイドライン等の内容を含め、金融商品取引法制における開示制度の整備のうち主なものについて、その概要を簡単にご紹介します。

1. 四半期報告制度

[金融商品取引法](#)において導入された四半期報告制度は、適時かつ迅速な企業業績等に係る情報の開示を確保することを目的とするものです。

(1) 制度の概要

- ① 四半期報告書の対象会社は、株券等について上場（又は店頭登録）している発行会社とされます（[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」という。）24 の 4 の 7①、[金融商品取引法施行令](#)（以下、「金商法施行令」という。））。
ただし、有価証券報告書を提出している会社（特定有価証券の発行者は除きます。）は、任意で、四半期報告書を提出することができます（[金商法](#) 24 の 4 の 7②）。
- ② 四半期報告書の記載内容は、半期報告書の記載項目を基本としつつ、財務情報を四半期連結財務諸表のみとするなど、四半期報告の迅速性・適時性の要請等を踏まえものとなっています（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」という。）第四号の三様式（内国会社）（以下、「新様式」という。）、第九号の三様式（外国会社））。
- ③ 半期ベースで単体の自己資本比率に係る規制等を受ける銀行、銀行持株会社、保険会社及び一定の要件を満たす保険持株会社等（以下、「特定事業会社」という。）（[開示府令](#) 17 の 6②）については、第 2 四半期報告書において、基本的な四半期報告書の記載事項に加え、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を記載することとされています（[開示府令](#) 新様式）。
- ④ 四半期報告書の提出期限は、各四半期終了後 4 5 日以内とされています（[金商法](#) 24 の 4 の 7①、[金商法施行令](#) 4 の 2 の 10③）。また、特定事業会社に係る四半期報告書の提出期限は、第 1・第 3 四半期報告書については 45 日以内、第 2 四半期報告書については 60 日以内に提出することとされています（[金商法](#) 24 の 4 の 7①、[金商法施行令](#) 4 の 2 の 10④）。

(2) 四半期財務諸表等の作成基準・監査基準の概要

- ① 四半期財務諸表等の作成方法を規定するため、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「四半期財務諸表等規則」という。）及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）が新設されました（四半期財務諸表等規則は、原則、四半期連結財務諸表を作成していない会社に適用されます。）。

四半期財務諸表等規則の構成は、おおむね中間財務諸表等規則の場合と同じですが、例えば、四半期財務諸表に関する会計基準等では株主資本等変動計算書の開示は求められていないため、著しい変動があった場合の注記事項とすることとされています（四半期財務諸表等規則 82）。

また、四半期連結財務諸表の作成方法等については、基本的に四半期財務諸表等規則に定める個別の財務諸表におけるそれが基礎となっています。

- ② 四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表には公認会計士又は監査法人による監査証明が必要とされ（金商法 193 の 2 ①）、当該監査には新たに「四半期レビュー」が導入されることになりました。「四半期レビュー」は、四半期報告の迅速性・適時性の要請等を踏まえ、通期の「監査」に比べ、簡素な手続となっています。

なお、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表の監査証明（四半期レビュー）は、実施した公認会計士又は監査法人の四半期レビュー報告書により行うこととされています（財務諸表の監査証明に関する内閣府令 3）。

2. 内部統制報告制度及び確認書制度

(1) 内部統制報告制度

内部統制報告制度は、財務報告に係る内部統制の強化を図ること等を通じて適正な財務情報の開示を確保することを目的に導入されました（金商法 24 の 4 の 4、193 の 2）。

- ① 対象会社は、四半期報告制度の対象会社と同様です（金商法 24 の 4 の 4 ①、金商法施行令 4 の 2 の 7 ①）。
- ② 内部統制報告制度の対象会社は、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（「内部統制報告書」）を有価証券報告書と併せて提出しなければならないこととされています（金商法 24 の 4 の 4 ①、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下、「内部統制府令」という。） 3）。
- ③ 内部統制報告書については、その用語、様式及び作成方法は内部統制府令によることとし、この府令に規定のない事項については、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従うことを明確にされました（内部統制府令 1 ①）。なお、企業会計審議会が公表する財務報告に係る内部統制の評価に関する基準は「一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準」に該当することとされています（内部統制府令 1 ④）。

内部統制報告書の様式は、内部統制府令に規定されています（第一号様式・第二号様式）。

- ④ 内部統制報告制度の対象会社が提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない（金商法 193 の 2 ②）、その監査証明は、公認会計士又は監査法人が作成する内部統制監査報告書により行います（内部統制府令 1 ②）。

なお、内部統制監査報告書は、内部統制府令及び一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果に基づいて作成されなければならないとされています（内部統制府令 1 ③）。

また、内部統制監査は、原則として、財務諸表監査と同一の監査人により、財務諸表監査と一体となって実施されるため、内部統制監査報告書は、やむを得ない理由がある場合を除き、当該会社に係る財務諸表監査の監査報告書と合わせて（統合して）作成することとされています。

(2) 確認書制度の概要

確認書制度は、有効な内部統制の構築を前提として、有価証券報告書等に記載された内容の適正性について経営者が自ら確認し、その旨を記載した確認書を有価証券報告書等に添付することを義務づけるものです（金商法 24 の 4 の 2 ①）。

- ① 対象会社は内部統制報告制度と同様です。

また、確認書の提出が必要とされる開示書類は、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書とされています（金商法 24 の 4 の 2、24 の 4 の 8、24 の 5 の 2）。

- ② 確認書の記載事項については、開示府令に新設した様式（第四号の二様式・第九号の二様式）において規定しています（開示府令 17 の 5）。具体的には、有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する事項として、代表者及び最高財務責任者（最高財務責任者を定めている場合に限る。）が有価証券報告書等の記載内容が「金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した」旨を記載することになります。

3. 組織再編成に係る開示制度

次のいずれにも該当する場合における組織再編成（合併、会社分割、株式交換及び株式移転をいいま

す（金商法2の2①、金商法施行令2。）に係る「特定組織再編成発行手続」¹及び「特定組織再編成交付手続」²について、発行開示及びその後の継続開示が義務づけられることとされました（金商法4①二）。

- ① 組織再編成対象会社（吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社等をいいます。）の株券等（株券、新株予約権証券等をいいます。）に関して、開示が行われていた場合
- ② 組織再編成により発行され、または交付される有価証券に関して、開示が行われていない場合
開示府令に組織再編成用の有価証券届出書の様式（内国会社：第二号の六様式、第二号の七様式（新規公開用）・外国会社：第七号の四様式）が新設され、従来の有価証券届出書（第二号様式）の記載項目に加え、組織再編成に関する情報（概要・目的等、当事会社（組織再編成対象会社以外の会社）の概要、手続、統合財務情報等）が記載項目とされました。

4. 適格機関投資家の範囲の拡大

次のように適格機関投資家の範囲は大幅に拡大されました（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令10①）。

- (1) 会社についての従来の要件を大幅に緩和した（有価証券報告書提出要件を撤廃し、有価証券残高基準を100億円から10億円に引き下げました。）。
- (2) 次の法人・個人であって、適格機関投資家の届出を行った者を追加しました。
 - ① 有価証券残高10億円以上の法人
 - ② 有価証券残高10億円以上で、かつ、有価証券の取引口座開設後1年を経過している個人
 - ③ 民法組合等の業務執行組合員等であって、当該組合の有価証券残高10億円以上で、かつ、適格機関投資家の届出を行うことについて他のすべての組合員の同意がある法人又は個人
 - ④ 運用型信託会社を追加しました。
 - ⑤ 信用組合については、適格機関投資家の届出を行ったものに限定することとしました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表関係」から、[「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン（案）」に対するパブリックコメントの結果について（平成19年10月2日）](#)にアクセスしてください。

金融分野における個人情報保護に関するQ&Aについて

金融分野における個人情報保護については、個人情報保護法に加え、[「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）](#)及び[「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）](#)によって金融機関等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針が示されています。

個人情報保護法が全面施行され2年が経過し、その間、金融機関における個人情報保護に関する実務等について、様々な照会が当庁及び財務局に対して寄せられてきています。そこで、それらの照会を体系づけて整理し、Q&Aの形で公表することが、金融機関及び当局の監督担当者の便宜に供するものと考えられます。

また、個人情報の漏えい、滅失、き損が生じた場合には、ガイドライン及び実務指針に基づき、金融機関に対して当局への報告や本人への通知、公表を求めています。それらの具体的な内容や方法等については各金融機関において統一されているわけではありません。従って、報告事項等について、当局として一般的な解釈を示すことが各金融機関間における公平性及び行政事務の効率的な運営の観点から有用だと考えられます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表関係」から、[「金融機関における個人情報保護に関するQ&A（平成19年10月1日）](#)にアクセスしてください。

¹ 「特定組織再編成発行手続」とは、「組織再編成発行手続」（組織再編成により、新たに有価証券が発行される場合における当該組織再編成に係る書面等の備置きその他政令で定める行為（金商法2の2②））のうち、当該組織再編成対象会社の株券等の所有者が50名以上である場合等をいいます。

² 「特定組織再編成交付手続」とは、「組織再編成交付手続」（既に発行された有価証券を交付される場合における当該組織再編成に係る書面等の備置きその他政令で定める行為（金商法2の2③））のうち、当該組織再編成対象会社の株券等の所有者が50名以上である場合等をいいます。

金融商品取引業者等検査マニュアルについて

[証券取引等監視委員会](#)（以下、「証券監視委」という。）は、これまでの「証券検査マニュアル」及び「投信・投資顧問検査マニュアル」を抜本的に見直して、新たに「金融商品取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」¹という。）を策定し、平成19年9月26日に公表しました。

これは、9月30日からの[金融商品取引法](#)の全面施行に伴う規制の横断化等により、証券監視委の検査対象となる業者の範囲や検査において検証すべき事項が拡大すること等を受け、これまでの「証券検査マニュアル」及び「投信・投資顧問検査マニュアル」では十分に対応しきれない面が生じるため、これに対応するために策定したものであり、9月30日以降に着手している検査において活用されています。

○ 検査マニュアル策定のポイント

①対象範囲の拡大

検査マニュアルの策定に当たっては、金融商品取引法の施行に伴う業界横断的な規制別業種分類を念頭に、新たに規制対象となる業者（集団投資スキーム持分の自己運用業者等）を含め、広く各業態をカバーできるものとするため、

- イ. 第一種金融商品取引業者（証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者等）
- ロ. 第二種金融商品取引業者（投資信託受益証券・信託受益権・商品ファンド等の取扱い業者等）
- ハ. 投資助言・代理業（投資顧問業者等）
- ニ. 投資運用業（投資信託委託業者、投資一任業者、いわゆるファンド等運用業者）
- ホ. 登録金融機関
- ヘ. 投資法人

を対象としています²。

②「金融商品取引業者等のあるべき姿」の明示

これまでの証券取引法においては、証券会社に対する行政上の対応としては詳細な規制に違反した場合、業務改善命令などの行政処分の発動要件に該当するが、法令違反に該当しないものの問題がある場合には行政処分の発動要件に該当しないため、適切な管理態勢の構築に資するよう、証券会社や監督部局への通知にとどめるという対応としていました。

先般施行された金融商品取引法では、第51条において、法令違反に該当しない場合でも「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」には、業務改善命令が発動できるとされています。これを踏まえ、同条の適用を検討するにあたって、検査対象先の何が問題か、どうあるべきであったかを明らかにするためのガイドラインとして、証券監督者国際機構（IOSCO）の原則等をベースに「金融商品取引業者等のあるべき姿」を明示しました。

この「あるべき姿」を念頭に検査対象先の態勢を把握、比較し、弱いと思われる部分を重点的に検証することにより検査の効率性の向上に資するものと考えています。

③構成

これまで以上に検査対象先の内部管理態勢に着目した検査を実施するとの観点から業務執行面に関する項目（「業務編」と切り離して「態勢編」の確認項目を策定しました。態勢編では、業務の適切性を確保するための管理態勢の整備状況等を確認する項目を掲げており、業務編では、検査対象先が営む全ての業務の適切性（法令遵守状況等）を確認する項目を掲げています。

さらに、態勢編と業務編において、確認項目をそれぞれ共通項目と業種別項目に分類して記載しており、検査対象先の業種に応じて活用できる構成としています。

○ 「金融商品取引業者等のあるべき姿」の具体的対応例やその他の確認項目の性格

検査マニュアルに記載した「金融商品取引業者等のあるべき姿」の具体的対応例やその他の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる項目を例示したものであり、各項目について、証券監視委がそのとおりの態勢の構築を求めるものではなく、例えば、項目毎に対応状況をチェックし、記載どおりの対応がなされていない場合には勧告等を行う、といった性格のものではありません。項目

¹ 検査マニュアルは、証券監視委（財務局等を含む。）が行う証券検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理した検査官の検査の手引書として位置づけられるものです。

² 上記の他、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査についても、それぞれ第一種金融商品取引業者、投資運用業者の確認項目の一部を参考として検査を実施することとしています。

に記載された対応がなされていない場合であっても、金融商品取引業者等において規制業種の種類や業務内容、規模等に応じた適切な管理態勢が整備されているものと考えており、そうした態勢について十分な説明を求め検証を行い、検証した結果の評価にあたっては、常に法令に照らして判断を行うこととなります。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会ホームページの「新着情報一覧」から「[「金融商品取引業者等検査マニュアル（案）」に対するパブリックコメントの結果について](#)」（平成19年9月26日）にアクセスしてください。

「公認会計士・監査審査会の活動状況」の公表について

[公認会計士・監査審査会](#)（以下、「審査会」という。）は、公認会計士・監査審査会運営規程第16条の規定に基づき、毎事務年度終了後、当該事務年度における活動状況を公表することとしており、平成18事務年度（平成18年7月～平成19年6月）における活動状況を取りまとめ、平成19年9月28日に[公表](#)しました。その概要は、以下のとおりです。

○ 品質管理レビューに対する審査及び検査

平成18事務年度においては、中小規模監査事務所に対する検査を実施し、中小規模監査事務所の品質管理上の問題点を取りまとめ、本年3月に[公表](#)しました（中間的な報告は昨年11月[公表](#)）。この検査結果に基づき、2監査法人に対し、公認会計士法に基づく行政処分その他の措置を講ずるよう、金融庁長官に勧告しました（平成19年7月に1監査法人について、同様の[勧告](#)を行いました。）。また、みずぐ監査法人を除く3大監査法人に対して、その業務改善状況について検査を実施し、その結果を取りまとめ、本年6月に[公表](#)しました。

審査会設立からの第1期（平成16事務年度～平成18事務年度）における実績を踏まえ、新しい審査基本方針等に基づき、第2期（平成19事務年度～平成21事務年度）においては、これまでに指摘した監査事務所における品質管理上の問題点に対する改善が各監査事務所において確実に定着するよう促していくこととなっています。

○ 公認会計士試験の実施

審査会は、平成18年1月より新しい制度による[公認会計士試験](#)を実施し、一定の資質を有する多様な人材を確保するとの現行試験制度の実現に向けて、平成18年11月に新試験の合格者を決定しました。

○ 調査審議

審査会は、金融庁が公認会計士等に対する懲戒処分等を決定する際、懲戒処分等の妥当性、軽重等について調査審議を行うことが法律上求められており、平成18事務年度においては、6件について調査審議を実施しました。

○ 諸外国の関係機関との協力

平成18年9月にパリで開催された各国の監査監督機関の集まりである監査監督機関会議において、新たな国際組織として監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が合意されました。その[第1回会合](#)が、当審査会の主催により東京で本年3月に開催され、今後の活動の基盤が築かれました。

審査会は、今後とも各国の監査監督機関と協力しつつその使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、投資者等の期待（公益）に応えていきたいと考えています。

※ 詳しくは、公認会計士・監査審査会ホームページの「年次公表」から「[平成18事務年度版](#)」（平成19年9月28日公表）にアクセスしてください。

第2回監査監督機関国際フォーラム（トロント会合）について

去る9月24日、25日に、[第2回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR, International Forum of Independent Audit Regulators）](#)がトロントにて開催されました。

IFIARは、監査の質の向上に向け、各国の活動経験等の知識の共有、監督活動における協力関係を促進することなどを目的として設立された監査監督機関の集まりで、現在22カ国（メンバー）8国際機関（オブザーバー）が参加しています。本年3月に開催された第1回東京会合に続き、トロント会合でも、監査の質に係る諸課題について、各国の監査監督機関の間で活発な意見交換が行われました。

我が国からは、来年4月に施行予定の改正公認会計士法に基づく外国監査法人等の届出制度や、本年6月末に公認会計士・監査審査会から公表された[3大監査法人に対するフォローアップ検査の結果](#)の概要等について説明を行いました。

その他、現在の市場の混乱によって生じえる監査監督機関への影響、規制当局間の情報交換、監査市場における集中と選択、IFIARの今後の役割等について活発な意見交換が行われました。

また、IFIARの主要なテーマである監査検査の技術及び経験の交換を目的とし、本年5月にアムステルダムで開催された第1回検査ワークショップに続き、第2回検査ワークショップがベルリンで開催されることとなりました。

審査会としては、今後とも、各国の監査監督機関との協力・連携関係の構築・強化を通じ、監査の品質向上が図られるよう努めていきます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページ内・公認会計士・監査審査会の「その他の情報」から、[「第2回監査監督機関国際フォーラム（トロント会合）について」（平成19年9月26日）](#)にアクセスしてください。



第2回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）にて

右 ルーシー豪証券投資委員会（ASIC）委員（前IFIAR議長）
中央 金子公認会計士・監査審査会会長
左 ボイル英財務報告評議会（FRC）CEO（IFIAR議長）

中央合同庁舎第7号館竣工記念式典について

平成19年10月2日、中央合同庁舎第7号館整備等事業・霞が関三丁目南地区第一種市街地再開発事業の竣工記念式典が中央合同庁舎第7号館（以下、「7号館」という。）3階の講堂で行われました。

式典では、冬柴国土交通大臣の主催者代表挨拶の後、渡海文部科学大臣、渡辺金融担当大臣、大塚会計検査院長、小野独立行政法人都市再生機構理事長が主催者挨拶をし、その後、官民共同でのテープカットが行われ、その模様は、まさに新しい時代への扉が霞が関で開かれた瞬間でした。

式典の後には、金融庁エントランス、大臣フロア、一般事務室フロアなどの内覧会が開かれ、参加者は竣工された7号館を見入っていました。

今般竣工された事業について簡単に説明しますと、本事業は、我が国初の大規模な官民共同施設として、地上33階・高さ約156メートルの官庁棟と、地上38階・高さ約176メートルの官民棟の2棟の超高層ビルや店舗、広場が整備され、中央官庁の行政機能と民間の業務、商業や文化、情報などが融合したより魅力ある街へと変わることが期待されています。

また、施設の整備は、環境へのやさしさを追求し、地球環境への負荷を軽減する省エネルギーへの取り組みや耐震設計などの先端の技術による安全が確保されており、官民双方、より安心できる施設環境のなか今後の種々の取り組みを行っていくことができます。

金融庁は、平成20年1月から7号館のうち官民棟の2階から18階に入居を行います。現在は、7号館への移転のための準備を進めているところです。

※ アクセスFSA第50号にも関連内容「[金融庁庁舎の移転について（平成19年度）](#)」を掲載しておりますので、アクセスしてください。



金融庁新庁舎(中央の建物(矢印) 2階から18階に入居)



竣工記念式典でのテープカットの様様

「e-Gov 電子申請システム」ご利用のお願いについて

電子政府構築への取組の一環として、金融庁が扱う申請・届出等手続きについても、24時間365日受付可能な「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用が可能となっています。これにより、パソコンで作成した申請書類を、電子データのまま職場などからインターネットを利用して申請・届出をすることができます。このシステムが利用可能な申請・届出等の詳細については「[申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について](#)」の中の「[法令一覧による検索](#)」をご覧ください。

「e-Gov 電子申請システム」のメリット

・職場にしながら申請・届出

行政窓口へ書類を持参・郵送する必要がありません。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等や、地図等電子化すると縮尺が変わるもの等、原本を提出する必要のあるもの等については、電子申請とは別に郵送等で提出していただくことになります。

・24時間365日受付

いつでも申請いただけます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

・審査状況をリアルタイムで確認

現在の状態をご利用のパソコンから照会することが可能です。

・手数料も電子納付

インターネットバンキングで電子納付が可能のため、印紙等の送付が必要ありません。

是非みなさまの積極的なご利用をお願いいたします。

(注) 本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから](#)」にアクセスしてください。



【特 集】

ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険スタート － 郵政民営化について －

1. はじめに

本年 10 月 1 日(月)、郵政民営化が実施され、日本郵政株式会社を持株会社に、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を子会社とする日本郵政グループが発足しました。今後、民間金融機関となったゆうちょ銀行・かんぽ生命保険については、金融庁で監督することになります。

そこで、郵政民営化の概要にも触れながら、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険に対する監督体制等についてご紹介します。

2. 郵政民営化の概要

(1) 郵政民営化までの経緯

| | |
|--------------|--|
| 平成 16 年 9 月 | 「郵政民営化の基本方針」が閣議決定 |
| 平成 17 年 10 月 | 郵政民営化関連 6 法（郵政民営化法等）が成立 |
| 平成 18 年 1 月 | 日本郵政株式会社が発足 |
| 平成 18 年 1 月 | 「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」が決定 |
| 平成 18 年 4 月 | 郵政民営化委員会が郵政民営化推進本部の下に設置 |
| 平成 18 年 12 月 | 「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」を民営化委員会が公表 |
| 平成 19 年 4 月 | 「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を日本郵政株式会社が提出 |
| 平成 19 年 6 月 | 実施計画に対する郵政民営化委員会の意見が公表 |
| 平成 19 年 9 月 | 総務省及び金融庁が実施計画を認可 ¹ |
| 平成 19 年 10 月 | 郵政民営化の実施 |

(2) 郵政民営化のスケジュール

① 準備期（平成 19 年 9 月末まで）

準備会社として日本郵政株式会社が設立され、その下に、同様に準備会社として株式会社ゆうちょ・株式会社かんぽが設立されました。また、郵政民営化推進本部の下に、郵政民営化委員会が設置されましたが、その役割は、①主務大臣が新会社の業務拡大等の認可等を行う際に意見を述べること、②3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき郵政民営化推進本部長（内閣総理大臣）に意見を述べること等とされています。

② 移行期（平成 19 年 10 月 1 日以降（最長で 10 年間））

日本郵政株式会社の下で、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、ゆうちょ銀行、及びかんぽ生命保険が営業を開始し、また、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を管理する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立されます。

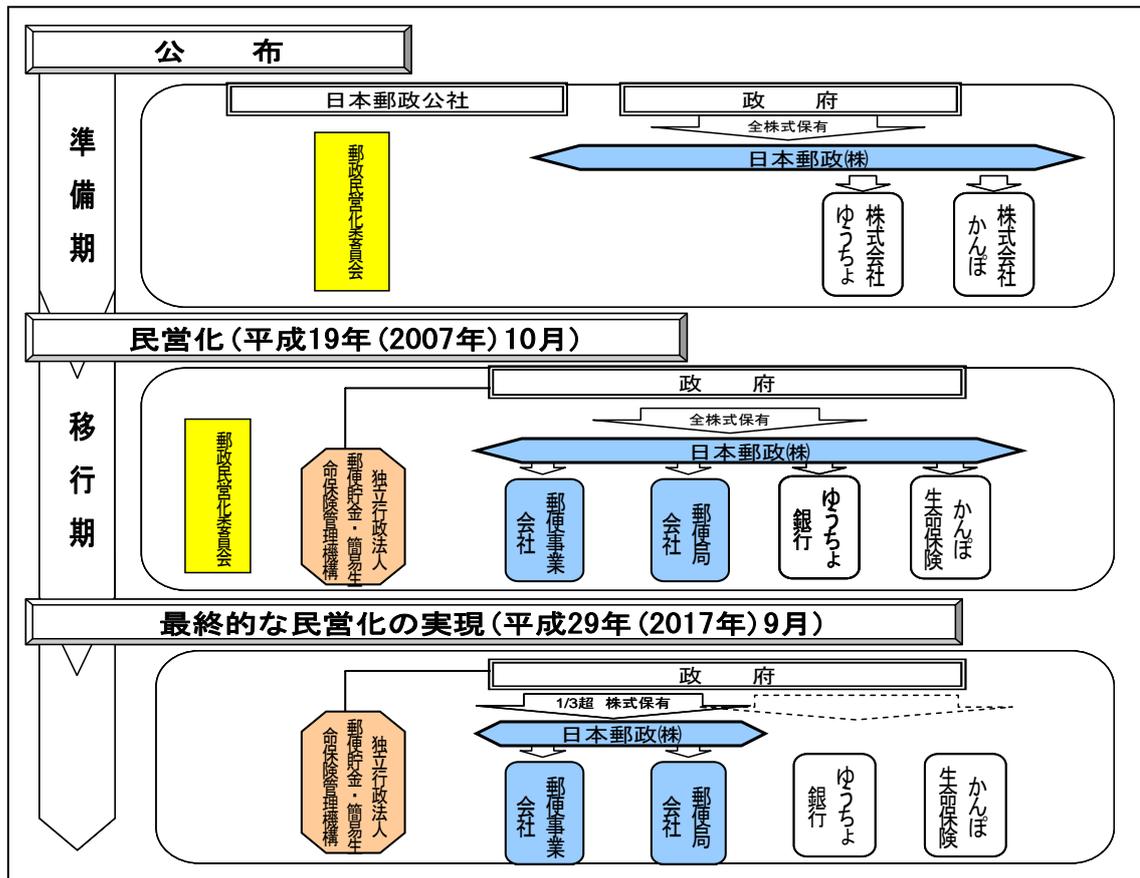
この移行期間において、政府は、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分し（ただし、3分の1超は保有）、また、日本郵政株式会社は、その保有するゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の株式の全部を段階的に処分していきます。

ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険は、この移行期間中、通常の銀行・生命保険会社と比べ、その業務範囲が制限されており、金融庁及び総務省による認可によって段階的に緩和されていくこととなります。

③ 最終的な民営化の実現

遅くとも平成 29 年 9 月末までには、日本郵政株式会社は、その保有するゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の株式の全部を処分することとされています。完全民営化後は金融二社の業務範囲制限等は撤廃され、完全に他の民間金融機関と同様になります。

¹ 「[日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可](#)」（平成 19 年 9 月 10 日）を参照。



3. ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険に対する監督

(1) ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について

ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険は、本年 10 月 1 日、日本最大規模の銀行・生命保険会社として誕生しました。その規模は、以下のとおりとなっています。

| | 資産 | 預金残高・保有保険金額 | 職員数 | 店舗数 |
|---------|----------|-------------|----------|--------|
| ゆうちょ銀行 | 222.2 兆円 | 187 兆円 | 11,600 名 | 234 店舗 |
| かんぽ生命保険 | 112.9 兆円 | 153 兆円 | 5,500 名 | 81 店舗 |

また、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険は、郵便局ネットワークを利用し、銀行代理店の店舗は約 2 万 4 千局、保険募集人は約 11 万人となっています。

(2) 監督体制

金融庁においては、今般、監督局に郵便貯金・保険監督参事官以下 13 名（平成 19 年 10 月 1 日現在）からなる郵便貯金・保険監督参事官室を設置しました。今後、当室において、銀行法上の銀行であるゆうちょ銀行、保険業法上の保険会社であるかんぽ生命保険、その金融持株会社としての日本郵政株式会社、及び銀行代理業者・保険募集人としての郵便局会社に対して、他の民間金融機関と同様の目線で適切な監督を行っていくこととなります。

具体的には、①適切な経営管理（ガバナンス）が行われているかどうか、②適切なリスク管理が行われ財務の健全性が確保されているかどうか、③コンプライアンス面を含め業務の適切性が確保されているかどうか、といった点をしっかりと見ていくこととなります。

(3) 業務範囲の拡大について

ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の業務範囲については、郵政民営化法令において、①民営化当初は、日本郵政公社と同様になるようにし、②移行期間中においては、民営化委員会のご意見を聴取した上、他の金融機関等とのイコールフットイングの状況やゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の経営状況等を勘案しながら、段階的に緩和していく、③移行期間終了後は制限を撤廃する、という明確な枠組みが規定されています。

金融庁としては、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険より新規業務の具体的な認可申請があった場合には、このような郵政民営化法令の枠組みに沿って、新規業務を行うに足る業務遂行能力・業務運営態勢の整備状況等を勘案しながら、適切に判断していくことになります。

4. おわりに

金融庁としては、郵政民営化について、郵貯・簡保事業が民間金融システムの中に混乱を起こすことなくうまく溶け込むことによって、日本の金融システム全体としての安定と活性化に寄与し、利用者利便の向上に資することが重要と認識しています。

今後もこうした観点を踏まえ、金融監督当局の立場から適切に対応していきたいと考えています。

(参考)

郵政民営化に伴い、改正されました政府令等に関する報道発表等のリンク先を表記しましたので、アクセスしてください。

- ・ [郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令について](#)（9月27日発出）
- ・ [郵政民営化法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令等について](#)（9月27日発出）
- ・ [「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果について](#)（9月20日発出）
- ・ [「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果について](#)（9月20日発出）
- ・ [日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可](#)（9月10日発出）

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、分かりやすく解説するものです。

認定投資者保護団体

○ 認定投資者保護団体制度とは

本年9月30日に施行された[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」という。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、新たに金融商品取引業協会に関する章を設け、その中において、「有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的」として、「認可金融商品取引業協会」、「公益法人金融商品取引業協会」および「認定投資者保護団体」に関する規定を整備しています。

これは、新たに金融商品が次々と販売されるようになっていく中で、利用者保護および市場の公正確保と金融イノベーションの促進を図ろうとするには、法令に基づく規制のみによることは困難な面があるため、行政を補完する自主規制機関がその役割を發揮することが重要との認識によるものです。

このうち、「認定投資者保護団体」の制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられた制度であり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

認定投資者保護団体については、金融商品取引業協会の章に規定されているものの、金融商品取引業者以外の者も設立が可能であり、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。

また、認定投資者保護団体を取り扱える業務範囲は、金融商品取引業者の行う金融商品取引業だけに限定されておらず、例えば、保険会社が行う特定保険契約の締結のように、金商法と同等の行為規制が適用される業務についても幅広く対象としています。

○ 認定投資者保護団体の認定の基準は

認定投資者保護団体として認定されるための要件としては、金商法上の認可協会または公益協会ではない法人等で、認定を取り消されて2年を経過しない者等の一定の欠格条項に該当しないことのほか、以下の基準が定められています。

- ① 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること
- ② 認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識、能力、経理的基礎を有すること
- ③ 認定業務のほかに業務を行っている場合、それにより認定業務が不公正になるおそれがないこと

以上のように、金商法において認定基準の基本的事項が定めていますが、実際に認定の審査を行う担当者の目線を統一するためには十分でないこと、また、認定申請予定者に行政当局の考え方をあらかじめ示すことにより、行政の透明性及び効率性の向上に資するため、さらに具体的な規定として、**「認定投資者保護団体についての指針」**を告示として定めています。指針で定められている主なポイントは次のとおりです。

指針の主なポイント

- (1) 提出書類の様式を規定
- (2) 法に定める認定基準「業務の実施の方法に関する書類」の内容について規定
- (3) 法に定める認定基準「業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類」の内容について規定
- (4) 法に定める認定基準「経理的基礎を証する書類」の内容について規定
- (5) 法に定める「認定基準」の審査として、申請者が認定業務を適正かつ確実に行うに足る人的構成を有しないと認められることがないかを審査することを規定
- (6) 法に定める「認定基準」の審査として、他に行っている業務に関与する人員が、当該他の業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがあると認められることがないかを審査することを規定

○ **金商法施行後の認定の状況は**

金融庁は、9月30日付で社団法人生命保険協会に対し認定投資者保護団体の認定を行いました(認定第1号)。苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要であり、認定を受けた団体が当業務を適切に進め、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「認定投資者保護団体についての指針\(案\)に対するパブリックコメントの結果等について」\(平成19年9月27日\)](#)、[「認定投資者保護団体の認定について」\(平成19年10月1日\)](#)にアクセスしてください。



【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

〔サブプライムローン問題〕

Q： G7会合ですが、今日開幕してサブプライム問題が議論になる見通しとなっています。この会合についての大臣の期待と、世界金融市場についての現状認識を改めてお願いします。

A： これは、夏ほどの不安心理はございませんけれども、かねてから申し上げているように油断大敵だと思います。これで完全に終わったわけではないという認識に立った各国の協調体制が必要であるかと思えます。

(中略)

言ってみれば、21世紀型の危機管理が求められる時代になっていると思います。たまたま、ブラックマンデーが20年前に起きました。その当時とは比べものにならないくらい、リスクが複雑化し拡散をしているわけです。グローバル資本主義の中で、瞬時にお金移動していくということは、危機の波及スピードもそれだけ速いということでもありますから、まさに危機というものをどれだけ認知し、これを肥大化させないような方策を取っていくかということがまず必要になるかと思えます。それぞれの金融機関においては、リスク管理の徹底ということがさらに求められていくと思います。

【平成19年10月19日（金）閣議後記者会見より抜粋】

Q： G7でサブプライムローン問題に関連して、格付機関への監督の仕方とか、金融機関のリスク管理などについて、今後更に検討することとなりましたけれども、大臣として今後、この問題についてどのように取り組んでいかれるお考えでしょうか。

A： 既に、この問題は、私のところで金融市場戦略チームを作りまして、鋭意検討中でございます。格付会社と金融機関との不透明な関係も指摘されておりますし、また、高い格付けの金融商品が突如、その格付けが引き下げられるというようなことが起こって、実際に値段が付かないという場面もあつたりしたわけでありまして。こうしたことが何故起こったのか、そのあたりを、今、分析をしているところでございまして、どういう対応策があり得るかを検討しております。近々、格付けの専門家からも意見を聴取する予定になっております。いずれにしても、G7でこういう議論が行われているわけでありまして、私としては、油断大敵というスタンスで引き続き取り組んでいきたいと思っております。

【平成19年10月23日（火）閣議後記者会見より抜粋】

Q：サブプライム問題で、今でも損失が拡大しておりますけれども、今後、リスクがあるとするならば、どういったものでしょうか。

A：海外のラージ・アンド・コンプレックス・フィナンシャル・インスティテューション、巨大複合金融機関の決算状況を見ますと、サブプライム・ローン問題がいろいろなところに広がりを見せているということがわかります。例えば損失がLBO（レバレッジド・バイ・アウト）の世界にも及んでいるということでもありますから、この問題はそう簡単に収まる話ではないと改めて認識をいたしました。私のところでやっております金融市場戦略チームへも、今週は格付機関においでいただいてヒアリングをいたしますけれども、とにかく、日本としてどういう危機管理を行っていくか、その戦略についての第一次レポートを来月中には出したと思っています。

【平成19年10月30日（火）閣議後記者会見より抜粋】

Q：日本の金融機関もサブプライム損失を一部開示し始めておりますけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

A：個別の話はいたしませんけれども、先ほども申し上げたように、日本の金融システムが安定化に向かってきている。そういう中で、日本の金融機関がそれほどリスクを取れる状態にはまだなっていなかったという不幸中の幸いもあったかと思います。また、バーゼルIIをいち早く実施してきたという効果もあったのではないかと思います。そういったことが重なって、日本の大手金融機関のサブプライム関連損失が欧米に比べて、比較的軽微で済んでいるという認識を持っております。

【平成19年10月30日（火）閣議後記者会見より抜粋】

〔証券税制〕

Q：証券税制について、これまで「豊かさ実感」ですとか、「貯蓄から投資への流れ」ということをおっしゃっていましたが、なぜ重要なのか、今、損しても、数年後の日本の経済にどうしてプラスになるのか、この辺を、なかなか難しいかと思いますが、改めて具体的におっしゃっていただきたいということと、今後の協議にどう臨むのか、その辺についてお聞かせください。

A：日本人は本当に一生懸命働いて、富を蓄積してきたのですが、その富の蓄積の個人版が、個人金融資産、1,550兆円を超える資産になっているわけです。したがって、これを上手に使ったり、運用したりすると、まさしく個人が豊かさを実感できることにつながっていくのです。しかし、不幸なことに、日本ではずっとデフレが続いてまいりました。金利も超低金利状態であります。一方、諸外国では、例えばフランス人は日本人よりもかなり違うお金の運用の仕方をしているのです。いわゆる預貯金ももちろんありますが、リスクマネーとして投資をしている部分はかなりシェアがあります。その次が、アメリカ人ぐらいだと思います。そういう具合にリスクマネーとして運用をしている国々と日本を比較してみますと、（日本ではリスクマネーの）シェアが非常に低いことがあります。大半が預貯金という形で、これはデフレの下で超低金利ということでもありますから、金利収入で豊かさを実感しようと思っても、これはできない話であります。経済がある程度成長していけば、そういうリスクマネーとして運用した分については、まさに豊かさを実感できる使い

方ができるのではないのでしょうか。その意味で、折角稼いだ富を預貯金の形で運用する部分があまりにも多いものですから、なかなか豊かさの実感に通じていけないのだろうと思います。

金融資産の中で、配当とかキャピタルゲインとか言うものも、利子所得と別立てで、利子所得よりもより優遇して、税を組み立てていくという過渡期の処置が今までのやり方であったわけです。考えてみれば、こういう非常事態対応でやってきた税制というのは、構造改革という側面を考えれば、より恒久化してよいのではないかという形で、配当税制については恒久化の要望を出したところですが、これを実現するためには、いくつかのハードルを越えなければいけません。まずは、(財務省) 主税局の壁、主税局のハードルがあります。与党・税調のハードルがあります。そして、国会のハードルがあります。いずれも簡単に越えられるとは思っておりませんが、国民の多くがこういう税制が必要であると考えていただけるのであれば、これらのハードルは越えていくことができるということを申し上げております。

【平成19年10月2日(火) 閣議後記者会見より抜粋】

Q： 来年度税制改正で、証券優遇税制が一つの焦点になるかと思いますが、民主党は金持ち優遇として廃止を求めています、大臣のご認識、今後の論議の行方について改めてお考えをお聞かせ下さい。

A： これを金持ち優遇というのは、ちょっと現実離れしていると思います。投資信託などをお買いになる方で、一番多いのは年金生活の方なのです。そのような年金生活者が金持ちなのかというと、ちょっとそれは違うのではないのでしょうか。今のようにデフレが延々と続いている中で、いかに豊かさを実感できるかということになれば、やはり銀行に塩漬けにしておくよりも、リスクマネーとして運用するということがとても大事だと思います。早い話が、銀行に100万円預けておいても、年間2,000円です。しかし、上場株の配当平均利回りでは、100万円預けておけば、1万1,000円を超える配当がくるわけですから、それを考えてもどちらが豊かさを実感できるか、ということになるのではないのでしょうか。そういう豊かさを実感できる「貯蓄から投資へ」の流れを作るためには、税のインセンティブというのは必要ではないのでしょうか。

【平成19年10月9日(火) 閣議後記者会見より抜粋】

〔保険会社の不払い問題〕

Q： 生保の不払い問題ですが、今後、失効返戻金を巡る問題などいろいろな問題が焦点になるとと思いますが、改めて精査に当たっての大臣のお考えをお聞かせ下さい。

A： 二度とこういうことが起きないような態勢を作ってもらうことが大事です。ですから、業務執行態勢がきちんと確立できたが故にこれだけの問題が明らかになったのか、それとも全然そのような執行態勢が整っていないが故にこういう問題が起こってきたのか、そのあたりをよく見させていただきます。その精査をできるだけ早くやるということです。

【平成19年10月9日（火）閣議後記者会見より抜粋】

〔保険商品の銀行窓販〕

Q： 保険商品の銀行窓販の問題ですけれども、予定通り12月22日に全面解禁される方向となりました。その際、販売後のトラブル処理などについて、金融庁として監督を強化する方針ですけれども、これまでの議論を振り返って、改めて大臣の考え方をお聞きできるでしょうか。

A： この議論は何年も前からやっています、私が自民党の金融調査会の事務局長をやっていた時代に全面解禁を3年後という具合に決めたわけです。この間、モニタリングもやっています、その結果についての丁寧なご説明もしてきたわけです。一方、生保においては、先ごろの大変な加入者・契約者に対するご迷惑をかけるような事態が頻発したわけでございまして、そうした教訓も踏まえて今回の解禁の合意に活かしていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、最終的に利用者・契約者の保護ということは極めて大事なことでありますし、いろいろなチャンネルが広がって利用者・契約者がより利便性を享受できるシステムにしていくべきだと思っております。

【平成19年10月19日（金）閣議後記者会見より抜粋】

〔金融商品取引法〕

Q： 金融商品取引法の施行から1ヶ月ですが、今のところ問題は出ていないかどうか、大臣の見解をお願いします。

A： スタート前後においては、若干の混乱もあったようでございます。また、金融庁へのお問い合わせも、1日200件ほどあった時期もございました。1ヶ月たちまして、お問い合わせの件数も15件程度と、かなり減ってきております。金商法は日本の貯蓄から投資への流れを加速するものであり、利用者保護という大きな柱を立てたまさしく金融行政の大転換のツールでございます。その意味でも、早くこの体制に馴染んでいただくということを希望いたします。

【平成19年10月30日（火）閣議後記者会見より抜粋】

【お知らせ】

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成18事務年度には、6,485件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ホームページをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

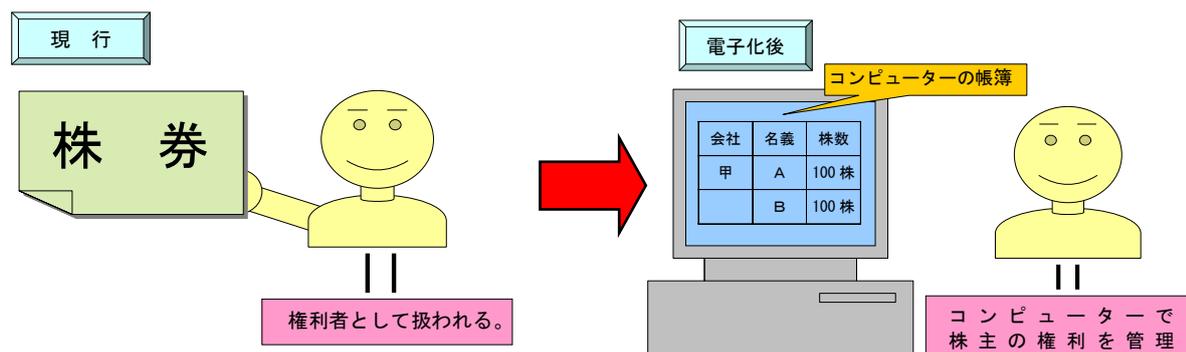
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のホームページの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の[概要やご留意頂きたい点](#)をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか」](#)では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っております。なお、この政府広報オンラインは、金融庁のホームページからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

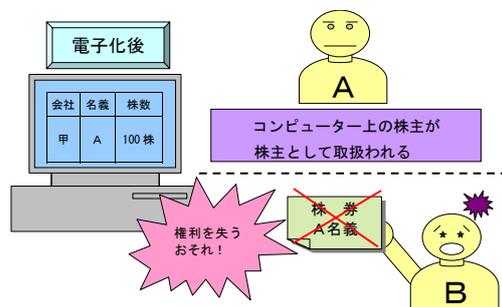
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



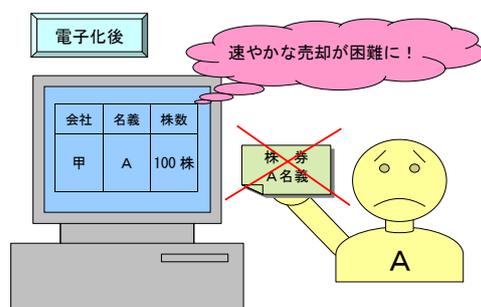
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。



- ② お持ちの株券がご自分名義となっている場合、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにするため、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続きに時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ホームページにも掲載しています。金融庁ホームページのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、**「新着情報メール配信サービス」**へどうぞ。

【9月の主な報道発表等】

- 3日(月)
- [アクセス](#) ・ 19年5月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について
 - [アクセス](#) ・ 投資信託委託業者の認可について（ジェイ・レップ・リート・マネジメント株式会社）
 - [アクセス](#) ・ 投資信託委託業者の認可について（AIGリアルエステート・マネジメント株式会社）
 - [アクセス](#) ・ 投資信託委託業者の認可について（エイブル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社）
 - [アクセス](#) ・ 投資一任契約に係る業務の認可について（シティグループ・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社）
 - [アクセス](#) ・ 投資一任契約に係る業務の認可について（マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社）
- 5日(水)
- [アクセス](#) ・ 「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令及び特定金融会社等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について
 - [アクセス](#) ・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
- 10日(月)
- [アクセス](#) ・ 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可
- 13日(木)
- [アクセス](#) ・ 外国損害保険業の免許について（エイチディーアイ・インドウストウリー・フェアジツヒャルングス・アクツィーエンゲゼルシャフト）
- 18日(火)
- [アクセス](#) ・ 銀行業の免許について（住信SBIネット銀行株式会社）
- 19日(水)
- [アクセス](#) ・ 「平成18年度実績評価書要旨」、「平成19年度事業評価書要旨」、及び「平成19年度事後事業評価書要旨」の公表について
 - [アクセス](#) ・ 「金融市場戦略チーム」第一回会合について
- 20日(木)
- [アクセス](#) ・ 「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメントの結果について
 - [アクセス](#) ・ 「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果について
- 21日(金)
- [アクセス](#) ・ 足利銀行の受皿候補に対する譲受条件等の提出要請について
 - [アクセス](#) ・ 「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令(案)」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果について」の訂正について
- 26日(水)
- [アクセス](#) ・ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号イの規定に基づき株価指数を定める件を改正する告示案に対するパブリックコメントの結果について
 - [アクセス](#) ・ 投資信託委託業者の認可について（レオス・キャピタルワークス株式会社）
- 27日(木)
- [アクセス](#) ・ 郵政民営化法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令等について
 - [アクセス](#) ・ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令について
 - [アクセス](#) ・ 「認定投資者保護団体についての指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
 - [アクセス](#) ・ 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正について
- 28日(金)
- [アクセス](#) ・ 投資一任契約に係る業務の認可について（中央三井信託銀行株式会社）
 - [アクセス](#) ・ 「信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件(案)」等に対するパブリックコメントの結果について
 - [アクセス](#) ・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)等」に対するパブリックコメントの結果等について
 - [アクセス](#) ・ 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について

- [アクセス](#)
 - ・ バーゼルⅡ 第1の柱に関する告示の一部改正(案)に対するパブリックコメントの回答等について
- [アクセス](#)
 - ・ 「金融商品取引業等に関する内閣府令第四百二十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則を指定する件(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
- [アクセス](#)
 - ・ 「保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件等の一部を改正する件」について
- [アクセス](#)
 - ・ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正及び廃止について
- [アクセス](#)
 - ・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について
- [アクセス](#)
 - ・ 公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・内閣府令案等の公表について
- [アクセス](#)
 - ・ 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)」等及び「社債等登録法施行規則の一部を改正する命令(案)」の公表について
- [アクセス](#)
 - ・ 「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。